

1 申請概要

「電子申請」と「紙申請」のいずれかの方法を自由に選択できますが、申請者の負担が軽減される「電子申請」をご利用くださいますようお願いいたします。

なお、共同企業体（経常）及び事業協同組合は紙申請のみとなりますのでご了承ください。

2 申請の要件

申請にあたっては、下記①、②の双方の要件を満たしていることが必要となります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 審査基準日（決算日）が平成21年10月1日から平成22年9月30日の間の経営事項審査を受けていること。

電子申請

1 電子申請の概要

静岡県の「入札参加資格申請システム」を利用し、インターネットを通じて行う申請です。電子申請を行った場合、土木事務所や県庁まで出向く必要はなくなり、時間内であればいつでも申請が可能です。

なお、電子入札システムとは別システムですので、ICカードは必要ありません。

※操作マニュアル等の掲載

電子申請に関する情報及びシステムの操作方法のマニュアル等を、静岡県交通基盤部ホームページ内「建設業のひろば」に掲載します。（11月上旬）

【静岡県公式ホームページのトップページから、「交流・まちづくり」

→「建設業のひろば」→「入札参加資格申請」→「建設工事・インターネット申請」】

(<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/application/construction20.html>)

<電子申請の場合の留意点>

- ① 「入札参加資格申請システム」のアドレスは以下のとおりです（平成22年11月11日（木）からアクセス可能）。

<https://www.cals-shiz.jp/appAcceptor/>

【静岡県公式ホームページのトップページから、「交流・まちづくり」

→「建設業のひろば」→「入札参加資格申請」→「建設工事・インターネット申請」】

※静岡県経営管理部電子県庁担当で所管する「静岡県電子申請システム」とは別のシステムです。

- ② 窓口受付となる「紙申請」と異なり県庁や土木事務所へ出向く必要はありませんが、別途郵送していただく書類があります。
- ③ 共同企業体（経常）・事業協同組合の建設工事の申請は、紙申請でのみ受け付けします。
- ④ システムで使用する「ID・パスワード」は、申請年度・申請資格の種類（建設工事・建設関連業務・土木施設維持管理業務）を問わず共通のものであるので、これまでにシステムを利用してID・パスワードを取得している場合は、改めて「利用者情報登録」（ID・パスワードの取得）を行わないでください。

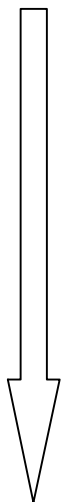
※ システムによるID・パスワードの確認方法

⇒トップメニューから「再発行」を選択し、必要事項を入力してください。

- ⑤ 監理技術者については、建設業法施行規則に基づき平成22年12月31日までに、資格者証の記載事項に変更（例：所属する建設会社）がある場合は変更手続きをしていただきますようお願いいたします。（P7末尾施行規則抜粋参照）12月31日時点における（財）建設業技術者センターの登録データに基づき監理技術者数の評価をいたします。

2 電子申請の流れ

①利用者情報登録



システムで使用する「ID・パスワード」の発行請求手続きです。
インターネットで入札参加資格申請システムにアクセスしてください。

ID・パスワードを取得したことがない場合

⇒「利用者情報登録」→必要事項入力→「登録」

ID・パスワード取得済みの場合

⇒「利用者情報変更」で登録内容確認

⇒「登録内容に変更がある場合」→修正入力→「登録」→③へ

「 」 変更がない場合」→「戻る」→③へ

※変更がないにもかかわらず「登録」をクリックした場合、県からのメールが到達するまで本申請ができない状態となってしまいます。

(アドレス) <https://www.cals-shiz.jp/appAcceptor/>

(受付期間) 平成22年11月11日～平成22年12月16日
(土・日曜日・祝日を除く)

(受付時間) 9:00～18:00

②ID・パスワードの発行



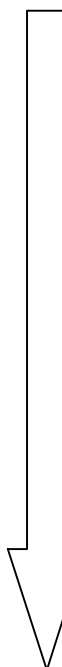
県が内容確認した後、申請者宛に「ID・パスワード」を電子メールでお送りします。(利用者情報の送信から2～3日程度かかります。)

③添付書類等の準備



④電子申請で申請情報を送信した後、電子メールによる添付書類等の郵送指示があります。⑤添付書類等の郵送に備えて、書類の準備をお願いします。

④電子申請



インターネットでシステムにアクセスし、トップメニューから「建設工事(単独)」を選び、ID・パスワードを入力して認証を受けた後に、申請内容を入力し、送信してください。

(アドレス) <https://www.cals-shiz.jp/appAcceptor/>

(受付期間) 平成22年11月19日～平成22年12月22日
(土・日曜日・祝日を除く)

(受付時間) 9:00～18:00

【お願い】上記の期間でどなたさまも申請できますが、システムへの負荷を分散するため、下表のとおり、入力期間を指定しましたのでご協力くださいますようお願いいたします。

区分	指定入力期間
平成21年10月 ～平成22年2月決算の業者	平成22年11月19日 ～11月26日
平成22年3月～4月決算の業者	平成22年11月29日 ～12月3日
平成22年5月～7月決算の業者	平成22年12月6日 ～12月15日
平成22年8月～9月決算の業者	平成22年12月16日 ～12月22日

⑤添付書類等の郵送



郵送が必要な書類及び郵送期限について、電子メールでお知らせします。確認のうえ建設業課宛て期限内に郵送してください。

⑥審査結果通知メールの受信



審査は1次・2次の2段階に分けて行い、その都度審査結果を電子メールでお知らせします。補正等の指示があった場合は、速やかに対応してください。
合格した旨の「2次審査結果通知メール」を受信したら、申請手続は終了です(受付完了)。

認定通知の到達

平成23年3月下旬に、認定通知書を郵送します。

3 システム入力項目及び郵送書類等

①システム入力項目

入力項目	摘要
1 基本情報登録	システム画面に従って入力
2 営業所登録一覧	システム画面に従って入力 ※県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ入力 ※営業所は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。
3 工事経歴登録一覧	システム画面に従って入力（1業種 10件以内）
4 業種申請営業所登録一覧	システム画面に従って入力
5 希望順位登録	システム画面に従って入力

②郵送書類等（書類の送付時期については、後日メール等でお知らせします。）

郵送書類	提出対象者	摘要
1 入札参加資格審査申請書	全業者	申請内容を送信後、システムから印刷し代表者印を押印
2 総括票	全業者	システムから印刷
3 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意（P7-5参照） 「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。
4 納税証明書 （写し可、申請日以前3ヶ月以内のもの）		◎ 県内知事許可業者は提出不要
① 静岡県税納税証明書	・ 県内大臣許可業者 ・ 県外業者（静岡県内に営業所等がある場合）	県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について直前1年間未納の税額がないことの証明書。
② 消費税及び地方消費税の納税証明書	・ 県内大臣許可業者 ・ 県外業者	所轄の税務署で交付。直前1年間未納の税額がないことの証明書。（その1またはその3またはその3の2またはその3の3）
5 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類（写し）	該当する場合のみ	認証内容が建設工事に関わるものに限る。
6 ISO14001 の認定取得を証する書類（写し）	該当する場合のみ	
7 エコアクション 21 の登録を証する書類（写し）	該当する場合のみ	
8 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	該当する場合のみ	加入証明書又は H22 年度会費の納入を証する書類等（必ずどちらかを提出）
9 静岡県優秀施工者表彰の表彰状（写し）	該当する場合のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に当該表彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
10 建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の顕彰状（写し）	該当する場合のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に当該顕彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの

11 技能マイスターの認定証（写し）	該当する場合のみ	申請日時点で在籍している者のもの
12 1級有資格者確認票	土木一式・建築一式の双方 又はいずれかを申請する場合	様式7（P7-5参照） 申請日時点で在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載。（土木－5人まで、建築－2人まで） ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること。 ◎申請後、採用・退職・新たに資格を取得した等により、記載内容に変更があった場合は、平成23年2月4日までに建設業課まで連絡すること。
13 企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書	静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ	様式1-5（P7-5参照） ※記載対象工事がない場合は提出不要

※「県内業者」・・・主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する者

「県外業者」・・・主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する者

※ 建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱いをする。

4 電子申請に必要な機器等

下記の表の内容は、システム利用のためのパソコンの推奨環境です。一般的にインターネットに接続でき、電子メールができれば対応可能です。

パソコン	OS：Microsoft Windows 98/ me/ NT4.0/ 2000/ XP/ Vista ブラウザ：Internet Explorer 5.5 (SP2)/ 6/ 7 画面：1024×768 (XGA) 以上
ウィルス対策ソフト	常に最新のウィルス定義ファイルに更新した状態で使用のこと
インターネット接続環境	インターネットに接続できること (ADSL、FTTH、CATV等ブロードバンド接続を推奨)
電子メールアドレス	通常のメールが出来ること

5 入札参加資格ヘルプデスクのご案内

システムの操作方法等わからないことがありましたら、入札参加資格ヘルプデスクへおたずねください。メールでの質問もお受けしております。

なお、電話が集中しますとかかりにくくなる場合がありますので、そのときは少し時間をおいてからおかけ直してください。

・開設期間	平成22年11月11日～12月22日（土・日曜日・祝日を除く）
・開設時間	9：00～12：00 13：00～17：00
・電話番号	054-221-2853
・メールでの質問の受け付先（電子申請のみ）	kensetsusanka@pref.shizuoka.lg.jp

紙 申 請

1 紙申請の概要

紙による申請者は、申請書類（紙様式）の提出による対面審査になります。提出書類・提示書類等を受付会場まで持参していただき審査をします。書類は静岡県の独自様式となり、申請書類はすべて静岡県ホームページからダウンロードしてください。（5.参照）

2 紙申請の受付日程

平成23年1月11日（火）～平成23年2月4日（金）のうち指定された日に申請してください。先着順で受付を行いますので混雑が予想され、お待ちいただくことがあります。あらかじめ御了承ください。

また、会場の駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。

（受付時間） 午前9：00～11：30、午後1：00～4：00

3 受付指定日時及び場所

申請の集中を避けるため、地区及び決算期ごとに指定時間を設けて受付を行いますのでご注意ください。なお、事情により指定日時に申請できない場合には他の受付日時・受付場所にお越しください（連絡不要）。

また、「建設工事」と「土木施設維持管理業務」の入札参加資格申請を併せて提出する場合は、必ず一緒（同時）に提出してください。

<受付指定日程>

受付年月日	受付場所	受付会場	受付の対象業者
平成23年1月11日（火）	沼津土木 （経審会場）	東部総合庁舎 別棟2階会議室	県内業者（沼津土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月12日（水）	袋井土木 （経審会場）	袋井土木事務所 3階会議室	県内業者（袋井土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月13日（木）	島田土木 （経審会場）	島田土木事務所 4階会議室	県内業者（島田土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月14日（金）	浜松土木 （経審会場）	浜松総合庁舎 7階会議室	県内業者（浜松土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月17日（月） 午後のみ	下田土木 （経審会場）	下田総合庁舎6階 第3会議室	県内業者（下田土木管内のうち東伊豆町、 河津町、西伊豆町所在）
1月18日（火） 午前のみ	下田土木 （経審会場）	下田総合庁舎6階 第3会議室	県内業者（下田土木管内のうち下田市、南 伊豆町、松崎町所在）
1月19日（水）	熱海土木 （経審会場）	熱海総合庁舎 2階会議室	県内業者（熱海土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月20日（木）	静岡土木 （経審会場）	静岡総合庁舎 7階会議室	県内業者（静岡土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
1月25日（火）	富士土木 （経審会場）	富士総合庁舎 6階会議室	県内業者（富士土木管内） 午前（1～6月決算）、午後（7～12月決算）
2月2日（水）	静岡県庁	県庁西館4階 第1会議室A・B	県外業者（3月決算のみ）、共同企業体（経 常）、事業協同組合
2月3日（木）	静岡県庁	県庁西館4階 第1会議室A・B	県外業者（1～2月決算及び4～12月決算）、 共同企業体（経常）、事業協同組合
2月4日（金）	静岡県庁	県庁西館4階 第1会議室A・B	全日（全ての補正・予備日）

4 提出書類及び部数

静岡県の独自様式を使用し、申請者控えを含め2部提出してください。

また、経営規模等評価（経審）申請書の控え（受付印があるもの、写し可）、及び、筆記用具、訂正用印鑑（持参される方の印鑑で可。書類を訂正する場合に使用）を持参してください。

提出書類	提出対象者	摘要
1 入札参加資格審査申請書	全業者	様式1-1 (押印を忘れないようにしてください)
2 総括票A	全業者	様式2-1A
3 営業所一覧表	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式5 ※「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。
4 工事経歴書	全業者	様式6（1業種10件以内で記載）
5 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意 ※「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。
6 納税証明書（写し可） （写し可、申請日以前3ヶ月以内のもの）		◎県内知事許可業者は提出不要
①静岡県税納税証明書	・県内大臣許可業者 ・県外業者（静岡県内に営業所等がある場合）	県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について、直前1年間未納の税額がないことの証明書。
②消費税及び地方消費税の納税証明書	・県内大臣許可業者 ・県外業者	所管の税務署で交付。直前1年間未納の税額がないことの証明書。（その1またはその3またはその3の2またはその3の3）
7 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類（写し）	該当する場合のみ	認証内容が建設工事に関わるものに限る。
8 ISO14001 の認定取得を証する書類（写し）	該当する場合のみ	
9 エコアクション 21 の登録を受けていることを証する書類（写し）	該当する場合のみ	
10 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	該当する場合のみ	加入証明書又はH22年度会費の納入証を証する書類等（必ずどちらかを提出）
11 静岡県優秀施工者表彰の表彰状（写し）	該当する場合のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に当該表彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
12 建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の顕彰状（写し）	該当する場合のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に当該顕彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
13 技能マイスターの認定証（写し）	該当する場合のみ	申請日時点で、在籍している者のもの

14 1級有資格者確認票	土木一式・建築一式の双方 又はいずれかを申請する 場合	様式7 申請日時点で在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載。(土木-5人まで、建築-2人まで) ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること。 ◎申請後、採用・退職・新たに資格を取得した等により、記載内容に変更があった場合は、平成23年2月4日までに建設業課まで連絡すること。
15 企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書	静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ	様式1-5 ※記載対象工事がない場合は提出不要

※「県内業者」…主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する者

「県外業者」…主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する者

※建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱いする。

5 提出書類の入手先

申請様式は、静岡県ホームページ内の「申請書類等ダウンロードサービス」からダウンロードできます。ダウンロード内の「交通基盤部」をクリックしてください。「建設支援局建設業課」欄に申請書類等が掲載してあります。

(申請書類等ダウンロードサービスのアドレス)

<https://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

※静岡県交通基盤部ホームページ内「建設業のひろば」でも、申請方法を掲載します。

【静岡県公式ホームページのトップページから、「交流・まちづくり」

→「建設業のひろば」→「入札参加資格申請」→「建設工事・紙申請」】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/application/construction21.html>

※申請内容(添付書類も含む)に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意すること。

監理技術者証の記載事項変更について

※建設業法施行規則抜粋

第十七条の三十一 (資格者証の記載事項の変更)

資格者証の交付を受けている者は、次の各号の一に該当することとなった場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。

二 資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなったとき。

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあっては、第十七条の二十九第一項第三号に掲げる事項について変更があったとき。

第十七条の二十九 (資格者証の交付の申請)

三 建設業者の業務に従事している場合にあっては、**当該建設業者の商号**又は名称及び許可番号

変更手続きについては、下記に問い合わせください。

(財)建設業技術者センター TEL: 03-3514-4711 E-mail: <http://www.cezaidan.or.jp/>

〈 問い合わせ先 〉

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設業課 指導契約班 中条・佐藤

TEL 054-221-3057

FAX 054-221-3562

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp